住所　大阪府枚方市春日元町２丁目32番１－204号
金真由美　昭和44年６月23日生
住所　大阪府和泉市鶴山台１丁目25番９号
李一訓　昭和53年６月１日生
住所　大阪市生野区中川西２丁目25番３号
李和泰　昭和55年３月26日生
住所　大阪市生野区中川西２丁目25番３号
玄善斗　昭和51年６月１日生
住所　東京都豊島区北大塚２丁目34番15号
金千恵　昭和48年５月16日生
住所　浜松市東区半田山６丁目２番19号
陳璐　昭和63年５月10日生
住所　兵庫県西宮市甲子園九番町11番23－340号
鄭秀征　昭和52年３月25日生
住所　兵庫県芦屋市春日町15番５－807号
洪龍太　昭和51年２月５日生
住所　兵庫県西宮市甲子園高潮町７番20－310号
徐明秀　昭和56年７月20日生
住所　兵庫県尼崎市栗山町２丁目19番５号
尹仁美　昭和49年３月14日生
住所　兵庫県姫路市北今宿２丁目６番48－206号
鄭李江　昭和60年４月13日生
住所　千葉県船橋市北本町１丁目５番12－305号
劉暁兵　昭和48年４月28日生
井嶋　昭和50年７月23日生
劉俊希　平成19年12月17日生
住所　茨城県水戸市元吉田町1971番地１
玄千命　昭和44年２月15日生

○法務省告示第四百八十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第１項第２号の基準を定める省令（平成２年法務省令第十六号）の表の法別表第１の二の表の技能実習の項の下欄第１号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の１部を次のように改正する。

平成二十二年九月十七日

法務大臣　千葉　景子

第２号イの表の株式会社タニコーの項を削り、同表に次のように加える。

三重金属工業株式会社	三重県津市半田五百六十四番地の１	プラスチック成形

第２号ロの表に次のように加える。

株式会社マツモト	群馬県太田市金山町三番１号	金属プレス加工
株式会社タニコー	静岡県磐田市南平松五番地	金属プレス加工

○法務省告示第四百八十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第１項第２号の基準を定める省令（平成２年法務省令第十六号）の表の法別表第１の二の表の技能実習の項の下欄第１号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の１部を次のように改正する。

平成二十二年九月十七日

法務大臣　千葉　景子

第２号の表の今井タオル株式会社の項中「織布運転」を「織布運転、婦人子供服製造」に改める。

住所　埼玉県蕨市北町１丁目５番５号
康昌泳　昭和４年２月２日生
金春惠　昭和14年８月８日生
康眞弓　昭和53年11月１日生
住所　東京都昭島市玉川町２丁目７番９号
金慶子　昭和29年９月22日生
藤泳文　昭和56年11月25日生
住所　東京都小平市小川町２丁目2036番地
藤泳創　昭和59年９月26日生
住所　さいたま市西区大字島根695番地
韓愛和　昭和54年12月15日生
住所　山口県下関市長府江下町１番15号
全鍾都　昭和42年１月25日生
住所　福島県郡山市中田町中津川字五舛蒔111番地
安智美　昭和50年12月５日生
住所　名古屋市南区豊田４丁目４番22号
韓一男　昭和28年11月11日生
住所　名古屋市名東区藤巻町１丁目２番地619
趙**榮**惠　昭和62年７月10日生
住所　三重県志摩市阿児町鵜方1047番地320
金博幸　昭和40年12月28日生
住所　千葉県木更津市朝日２丁目５番６号
鄭贋林　昭和35年６月30日生
住所　福岡市博多区博多駅南２丁目14番４－501号
黄正彦　昭和34年１月13日生
住所　大阪市東淀川区西淡路３丁目10番３号
全永鎬　昭和56年５月18日生

○厚生労働省告示第三百四十五号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第１号）第十二条第１項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、薬事法施行規則第十二条第１項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十１号）第九条第１項の規定により、試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十二年九月十七日

厚生労働大臣　長妻　昭

登録番号	氏名又は名称	試験検査を行う事業所の所在地	試験検査の区分	廃止の日
一六六	株式会社東洋検査センター	静岡県伊豆の国市三福二百二十七番地の一	理化学試験	平成二十二年九月一日

○厚生労働省告示第三百四十六号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第１項第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第１項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十年厚生労働省告示第九十四号）の１部を次のように改正する。

平成二十二年九月十七日

厚生労働大臣　長妻　昭

第二号に次のように加える。

ヌ　アバタセプト（遺伝子組換え）（既存の治療法では効果が不十分な関節リウマチの患者に投与するものに限る。）

ル　パクリタキセル（乳がんの患者に投与するものに限る。）

ヲ　テムシロリムス（根治切除不能又は転移性の腎細胞がんの患者に投与するものに限る。）

○厚生労働省告示第三百四十七号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第１項本文及び第二十条第二号ト並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第１項本文、第二十条第三号ト及び第三十１条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の１部を次のように改正する。

平成二十二年九月十七日

厚生労働大臣　長妻　昭

第十第１号中「及びダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）」を「、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）及びテリパラチド製剤」に改める。

別表第３に第７部として次のように加える。

第７部　追補（4）

内用薬

品名	規格単位
（あ）	
アムロジピン錠2.5mg「ＥＰ」	2.5mg１錠
アムロジピン錠５mg「ＥＰ」	５mg１錠
（い）	
イミダプリル塩酸塩錠2.5mg「ＥＰ」	2.5mg１錠
イミダプリル塩酸塩錠５mg「ＥＰ」	５mg１錠
イミダプリル塩酸塩錠10mg「ＥＰ」	10mg１錠